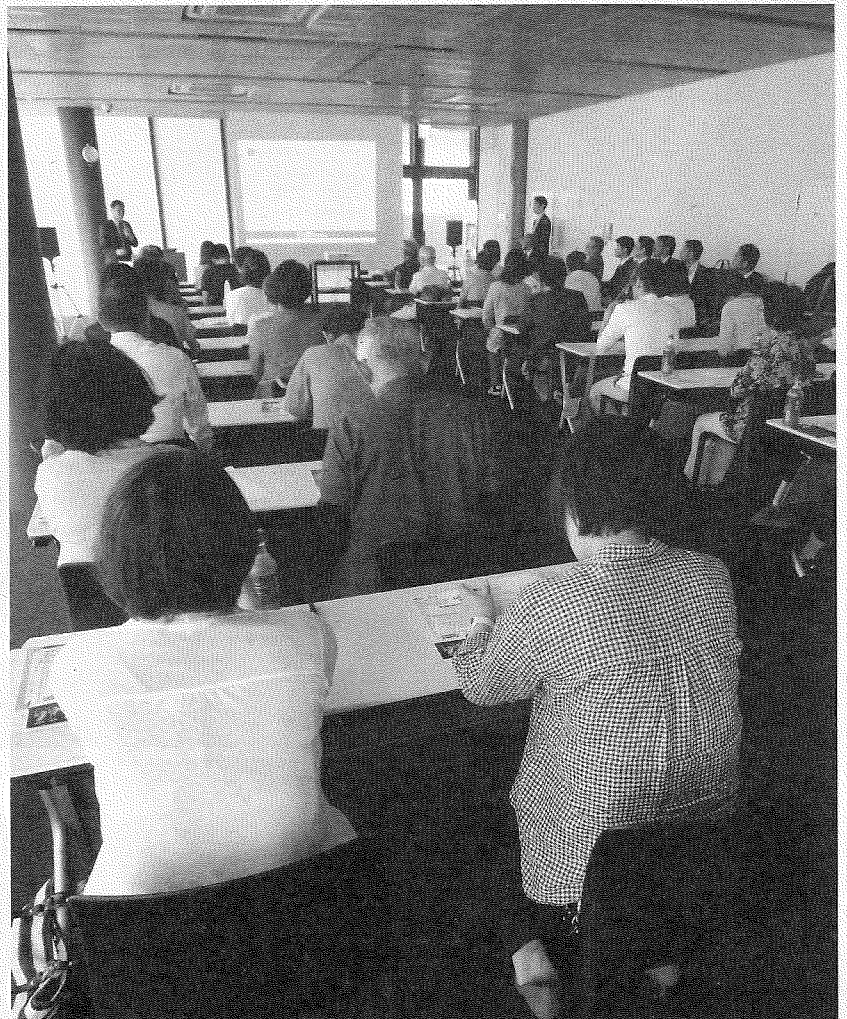


日本政策金融公庫が出張授業



相続の基礎を学んだ講座

相続の基礎学ぶ

周南相続支援協会が講座

周南市の周南相続支援協会は25日、相続基礎講座を同市のJ R徳山駅前図書館で開き、メンバーの専門家が相続手続きについて講義した。

講師は周南市の弁護士川崎政之さん(46)、司法書士の内山

敬二さん(38)、税理士の澄田卓哉さん(50)。川崎さんは相続の基礎知識を紹介し、「遺言は自筆証書遺言でなく、法的に明確な公正証書遺言にすべきだ」と助言した。

澄田さんは相続贈与税の仕組みを説明し、「生前贈与はメリツトが費用、リスクを上回る場合、相続の相

状では法的義務はないが、所有権があいまいになり相続人の話し合いがまとまらなくなる恐れがある」と述べた。協会は弁護士、司法書士、税理士のほか、不動産鑑定士、宅地建物取引士ら相続専門家17人が参加した。

内山さんは「日本で所有者不明の土地は40万戸あり、九州より多い。相続登記は現況に即して、この後、メンバーによる」と勧めた。

この後、メンバーによる